

新しく印鑑登録される方へ



登録できる方は『会津若松市に住民登録している方』です。
ただし、次の方は登録できません。
(1) 15歳未満の方
(2) 意思能力のない方

● 代理人による申請の場合
登録されるご本人からの代理人選任届(委任状)が必要になり、登録するまでに日数を要します。
詳しくは裏面をご覧ください。

◎登録の方法

会津若松市で印鑑登録申請するために窓口へいらっしゃるのどなたですか？
①本人 ②代理人

① 本人の場合
マイナンバーカード、自動車運転免許証またはパスポート等の「官公署発行の顔写真付き身分証明書」をお持ちですか？
①持っている ②持っていない

① 持っているの場合
次のものをご持参ください。
(1) 顔写真付き身分証明書
(2) 登録する印鑑

② 持っていないの場合
すでに本市で印鑑登録している方を「保証人」とすることはできますか？
①できる ②できない

① できるの場合
印鑑登録申請書の保証人欄に必要事項記載のうえ、保証人の登録印を押印してもらい、次のものをご持参ください。
(1) 保証人欄記載済の印鑑登録申請書
(2) 登録する印鑑

② できないの場合
会津若松市職員に身分証明(家族・親戚・友人等)してもらうことができますか？
①できる ②できない

① できるの場合
会津若松市職員に印鑑登録申請書裏面へ署名押印してもらい、次のものをご持参ください。
(1) 裏面署名済の印鑑登録申請書
(2) 登録する印鑑

② できないの場合
登録する印鑑と保険証等の身分証明書をご持参ください。ご本人確認のため「照会書」をご自宅に送付します。
この場合、即日に登録することはできません。

ご本人の登録意思等を確認するために「照会書」をご自宅に送付いたします。

印鑑が登録され、
印鑑登録証が交付されます。



「照会書」が届いたら・・・
照会書に併記されている「回答書」に必要事項を記載し、登録する印鑑と身分証明書をご持参ください。
(代理人の場合は、上記のほかに代理人の身分証明書・印鑑・印鑑登録証受領にかかる委任状もご持参ください)
※「照会書」は転送不要郵便で送付しますので、**転送処理がなされていると送付できません。**転送解除の手続き後にご申請ください。

◎登録印鑑について

■登録印は「一人につき一個」、「一個につき一人」登録することができます。
⇒ 一人で数個の印鑑を、また、一つの印鑑を数人で登録することはできません。(共有禁止の原則)

■登録できる印鑑

① 住民登録されている氏名を次のように組み合わせて刻印されているもの。

ア. 氏と名 イ. 氏 ウ. 名 エ. 氏と名の頭文字
オ. 氏の頭文字と名の頭文字 カ. 氏の頭文字と名
キ. 旧氏と名 ク. 旧氏 ケ. 旧氏と名の頭文字
コ. 旧氏の頭文字と名の頭文字

※ 外国人の方は別途取り決めがありますので窓口職員にお尋ねください。

※ 旧氏(旧姓)については、住民票に旧氏を併記する申請をした方に限ります。

② 印影の大きさ

一辺が8mmの正方形に収まらず、25mmの正方形に収まるもの。

大量生産された印鑑の取扱いについて

大量生産された印鑑は、登録可能ではありますが、登録印(実印)として好ましくありませんので、自分固有の印鑑を登録するようにしてください。

★登録できない印鑑

- ・ 屋号や雅号、職業の刻印のあるもの
- ・ 輪郭が全体の30%以上欠けているもの
- ・ ゴム印などの変形しやすい材質のもの
- ・ 図案化されたもの
- ・ 文字が白抜きのもの
- ・ 印影が不鮮明なもの

◎登録できる場所について

市民課、北会津支所、河東支所、湊市民センター、大戸市民センター【以上5箇所】
※ 外国人の方の印鑑登録は「市民課」でのみ受付いたします。

★印鑑登録証明書は、登録が済み次第発行できます。

また、印鑑登録証明書は、市民課、各支所、各市民センターで発行いたします。

印鑑登録に関するお問い合わせ先

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

● 会津若松市 市民課 住基グループ TEL 0242-39-1111
〒965-8601 会津若松市東栄町3-46 (内線2352)

- ・ 会津若松市北会津支所 住民福祉課 TEL 0242-58-1806
- ・ 会津若松市河東支所 住民福祉課 TEL 0242-75-2111
- ・ 会津若松市湊市民センター TEL 0242-93-2111
- ・ 会津若松市大戸市民センター TEL 0242-92-2501

《以下の施設において印鑑登録はできませんが、印鑑登録証明書は発行しております》

- ・ 会津若松市北市民センター TEL 0242-22-1066
- ・ 会津若松市南市民センター TEL 0242-27-1780
- ・ 会津若松市一箕市民センター TEL 0242-22-1788
- ・ 会津若松市東市民センター TEL 0242-27-2045

代理人による印鑑登録について



代理人になれる方は『会津若松市に住民登録している方』です。
 ただし、次の方は代理人になることができません。
 (1) 15歳未満の方 (2) 意思能力のない方
 ※なお、市内に住民登録していない方でも、マイナンバーカード、運転免許証
 など官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちの方に限り、代理人となる
 ことができます。

◎代理登録の方法

①『登録申請』

原則として印鑑登録は本人からの申請が必要となります。ただし、疾病やその他のやむを得ない理由で本人が来庁できないときは、右記「代理人選任届」(または同内容の委任状)を添えて代理人により申請することができます。

- 【持参するもの】
- ・登録する印鑑
 - ・代理人の印鑑 (認印可)
 - ・代理人の身分証明書
 - ・代理人選任届 (右記様式)
 - ・印鑑登録申請書 (窓口設置)

②『照会』

登録者本人の登録意思確認のために、本人に照会書及び回答書を郵送します。

③『回答・登録』

照会書の内容に間違いがなければ、回答書に登録者本人が自ら署名・押印し、本人又は代理人が回答書をご持参ください。書類に不備がなければその場で印鑑登録証をお渡しします。ただし、印鑑登録証は本人に直接交付することになっておりますので、代理人が来庁する場合は、回答書に併記されている「代理人選任届」への記載が必要となります。

- 【持参するもの】
- ・登録する印鑑
 - ・代理人の印鑑 (認印可)
 - ・本人の身分証明書
 - ・代理人の身分証明書
 - ・回答書 (兼 代理人選任届)
- ⇒登録者本人が記載ください。
 回答期限は20日間以内です。

【代理人選任届の記載見本】

すべて登録者本人が記載ください。

代理人選任届

登録者本人が登録しようとする印鑑を押印ください。

会津若松市長 あて

(印鑑の登録をする方)

住所 会津若松市 東栄町3番46号

氏名 会津 一郎

登録しようとする印



(印鑑の登録をする方)は登録者本人となります。登録者本人の住所・氏名を記載ください。

登録者本人が来庁できない理由等について具体的に記載ください。
 (例) 仕事が多忙
 病気療養中 など

私は、仕事が多忙のために自分で行くことができないので、

代理人として来庁される方の住所・氏名を記載ください。

住所: 会津若松市東栄町3番46号

氏名: 会津 八重子

本代理人と定めて、印鑑登録申請の権限を委任したので届け出ます。

代理人選任届

会津若松市長 あて

(印鑑の登録をする方)

住所 会津若松市 _____

氏名 _____

登録しようとする印



私は、 _____ のために自分で行くことができないので、

(代理で窓口にお越しになる方)

住所: _____

氏名: _____

を代理人と定めて、印鑑登録申請の権限を委任したので届け出ます。

キリトリせん

(市民課専用様式)